

平成23年度第3回島田市個人情報保護審議会議事要録

1 開催日時

平成24年3月22日（木）午前10時00分から午前11時50分まで

2 出席者

(1) 審議会委員

恒川会長、今村委員、北川委員、鈴木委員、田代委員

(2) 事務局

中村総務課長、佐藤係長、野村、増井

3 個人情報取扱事務について

(1) 個人情報取扱事務届出簿の審議及び報告

会 長	新規の審議案件3件、報告7件、変更の審議案件1件、報告1件、廃止4件です。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局 健康づくり課	(骨粗鬆症検診事業について説明)
A 委員	検診を実施する機関は、どこですか。
健康づくり課	聖隷予防検診センターです。
A 委員	届出簿に事務の委託有とありますが、検診を委託するということですか。
健康づくり課	はい、そうです。
B 委員	この事業は、金谷地区については実施しないのでしょうか。
健康づくり課	金谷地区を含めた、市内全地区で実施いたします。
C 委員	検診希望者の人数の上限があるのでしょうか。
健康づくり課	年齢要件により対象者が限られていますので、特に受診者の人数の上限は決めておりません。
D 委員	個人情報の収集項目に登録番号が含まれていますが、登録番号とは、どのようなものを指しているのですか？

健康づくり課	個人登録番号と世帯番号を付けます。
会 長	市で番号を付け、台帳にして管理するということですか。
健康づくり課	そうです。
A 委 員	診断結果を外部に提供することは無いのですか。例えば掛かりつけの主治医や保健師に市が直接、提供することは無いのですか。
健康づくり課	外部提供をすることはありません。統計データを外部に提供することはありますが、個人情報に該当するものを提供することはありません。
会 長	骨粗鬆症の検査というのは、複雑な検査を行うのですか。
健康づくり課	非常に簡単で、上腕を機械に載せ、この部分の骨密度を測ります。
会 長	わかりました。 本人同意を得ないけれども、審議会意見の資料等の送付の類型11により、個人情報を収集するというところでよろしいでしょうか。それから、資料送付の省略についても類型3に該当するというところでよろしいでしょうか。 それでは、この案件についてお認めしてよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
事 務 局 健康づくり課	(フッ素をつかったむし歯予防に関するアンケート調査について説明)
会 長	無作為に抽出するということですが、2年生と3年生、男子と女子の人数のバランスを取るのですか。
健康づくり課	ある程度の人数の調整を図った上で送付します。
A 委 員	あて先の情報として児童の情報を収集し、保護者が記入したアンケート結果については無記名なので個人情報に該当しないということですね。

健康づくり課	はい、そうです。
A 委員	フッ素洗口は、医学的に効果があるのですか。
健康づくり課	効果があります。 WHOがフッ素洗口をするようにとの勧告を世界各国に対してしているのですが、なかなか普及しない状況です。
A 委員	なぜ普及しないのですか。
健康づくり課	学校の現場が忙しいということがあると思います。
会長	アンケートの依頼は、保護者と児童の連名ではなく児童あてに送付するのですか。
健康づくり課	児童あてに送付します。〇〇〇〇保護者様という記載をすることになると思います。
会長	アンケートを収集し、分析した結果をアンケートの回答者に送付するということはしないのですか。
健康づくり課	それは、実施を考えておりません。
会長	そうですか。 この件もアンケート用紙の送付をするということで、本人同意を得ずに類型11に該当させて実施するということですが、よろしいでしょうか。 それでは、この案件についてお認めしてよろしいでしょうか。
委員	意義なし。
事務局 福祉課	(島田市番生寺会館運営審議会について説明)
会長	取引状況の情報を収集するのは、委員報酬の振込みに必要ということですね。
福祉課	そうです。
会長	個人情報の収集は、本人からの場合もあれば関係団体に依頼し

て候補者を選出していただく場合もあるということです。

この案件は、報告案件ですので、他に質問が無ければ承ったということにいたします。

事務局 児童課	(一時託児事業運営事務について説明)
B委員	利用するには、前もって申込みをする必要がありますか。
児童課	保護者に前もって予約をしていただくことになります。
A委員	何人の子供を預かれるのですか。
児童課	7名です。
A委員	職員は、何名いるのですか。
児童課	子供1名に職員1名がつきます。
会長	土日祝日は、お休みですか。
児童課	はい、土日祝日は、お休みさせていただきます。 新しい施設がオープンしましたら、月曜日が休館日となりますので、土日祝日は利用できます。
B委員	急な申し込みでも利用できるのですか。
児童課	持ち物がありますので、それを用意をしていただければ、当日の申し込みでも利用できます。
A委員	当日の利用は、会員でなければ駄目なのでしょうか。
児童課	会員登録は、必要ありませんので、申込みをしていただければ利用できます。
会長	それでは、この事務の報告につきましては、この辺りで終了ということにしたいと思います。
事務局 環境課	(住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金事務について説明)

A	委	員	システムの設置費用は、およそ幾らですか。
環	境	課	キロワットあたり50万円ほどです。
会	長		申請の時に添付書類を提出し、許可しますね。その後、完了報告を提出する時にもう一度、申請の時と同じ書類を添付するというのは、完了報告時に再度、審査するということですか。
環	境	課	はい、完了報告の時に、申請の時と同じものが設置されているかということを確認します。
会	長		そうしますと、完了報告時に補助金の交付を取りやめることもあるのですか。それは、どのような場合ですか。
環	境	課	まず、設置された設備の出力が変わった場合に補助金の額が変更となります。また、補助金交付の対象となる機器が決まっておりますので、対象外の機器が設置され場合、申請を取り下げさせていただきます。
会	長		対象の機器が指定されているのですね。
A	委	員	補助金は、どのくらい出るのですか。
環	境	課	通常ですと、国と県の補助金を合わせて30万円ほどの補助が出ます。
会	長		よろしいでしょうか。それでは、この件につきまして、報告を終わりといたします。
事	務	局	(人・農地プラン作成事業について説明)
農	林	課	
A	委	員	認定農業者が400名いるということですが、作物別に比べるとどのような作物が多いのですか。
農	林	課	お茶、水稲、レタスの生産者が多いです。
A	委	員	花は多くないのですか。

農	林	課	花卉類は、多いです。バラやトルコギキョウの生産者が多いです。
A	委	員	400名というのは、周辺市町と比べるとどうなのですか。
農	林	課	400名というのは、牧之原市と同じ程度です。静岡市が600名程、浜松市が1,200名、藤枝市と焼津市は、島田市より若干少ないです。
A	委	員	新規就農者は、農業に携わってから何年以内という決まりがあるのですか。
農	林	課	5年以内です。
A	委	員	新規就農者は、毎年、何人程いるのですか。
農	林	課	申請をしている方が、現在、2名ほどいるような状況です。 その他に新規就農する方がいるかどうかについて、現在、各地域で調査をしているところです。
会	長		耕作放棄も多いのですか。
農	林	課	耕作放棄は、非常に大きな問題です。耕作放棄地を借りていただく場合には、ほぼ100パーセントの補助金が出ます。
A	委	員	以前は、株式会社は農業に参入できませんでしたが、今は、違うのですか。
農	林	課	一定の要件を満たせば、企業であっても農地を借りて生産することができます。条件付きで1年間貸して、生産状況をチェックし、問題がなければもう少し広い面積を借りることができるようになっています。
A	委	員	企業といっても農家の方が集まって立ち上げたものなのでしょう。
農	林	課	農家の方が集まって作った法人もありますし、製茶会社がお茶の生産をするケースもあります。
A	委	員	耕作放棄地ができなければ良いのですがね。

農 林 課 条件の良い場所は、良いのですが、特に茶畑が荒れると手が付けられない状態になってしまいます。傾斜地で農機が入れないような場所は、なかなか難しくなっています。農業者の高齢化も進んでいますので、そういった場所の対策は、大きな課題となっています。どうしても農地に再生することが無理な場所については、逆に山に戻すことをする場合もあります。

会 長 よろしいでしょうか。それでは、報告を終わりといたします。

事 務 局 (民間建築物吹付アスベスト対策事業事務)
建 築 住 宅 課

会 長 どのような物に含まれているおそれがあるといった目安は、あるのですか。

建 築 住 宅 課 国からの通達によりますと昭和30年代から平成元年までの期間に建築された建物に吹付けられている物について、アスベストが混入している疑いが強いということです。

会 長 アスベストが吹き付けられていることがわかったら、所有者本人の負担で除去するということですね。

建 築 住 宅 課 はい、そうなります。

A 委 員 補助金は、分析に対するものなのですね。除去費用は、補助していただけないのですね。対策費用の方が掛かるでしょう。建物を解体する場合がありますね。

建 築 住 宅 課 例えば、建物を継続的に使用するのであれば、囲い込みや固めるといった工法が行えるのですが、建て替える場合は、アスベストの対策をしなければ解体してはいけないと法律に規定されており、なかなか費用が掛かるため、立替えが進まないということがあります。

会 長 この事業の市民への周知は、広報紙などで行い、募集を募るのか、あるいは大きな施設を重点的に訪問して回るのか、どうされるのですか。

建 築 住 宅 課 市内の昭和31年から平成元年までに建てられた建築物で100平

方メートル以上の建物の所有者に対して、県からダイレクトメールを送り、アンケート調査を行いました。その結果、アスベスト混入のおそれがある建築物に戸別訪問し、危険性について説明するということをしています。

会 長 本人からの希望で申請書が提出されるので、個人情報の収集としては問題がないだろうということです。
それでは、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

事 務 局 (障害者サービス提供事務について説明)
島 田 図 書 館

D 委 員 メールアドレスを収集しますが、これは何故、必要になるのですか。

島 田 図 書 館 予約をした本や資料が届いた時、利用者にメールでお知らせするサービスがあります。視覚障害者についても、視覚障害者専用パソコンがありますので、メールアドレスを登録する場合があります。

会 長 返却が遅れた場合もメールで連絡をするのですか。

島 田 図 書 館 返却が遅れた場合は、電話か手紙で連絡します。

会 長 障害者に対するサービスに、だいたい取り組んでいるのですか。

島 田 図 書 館 島田図書館においては、障害者サービスは、あまり実施していませんが、今後、充実させたいという思いはあります。

会 長 島田図書館は、点字図書なども持っているのですか。

島 田 図 書 館 島田図書館では、点字図書は、あまり所有をしていませんが、県立図書館等の他の図書館から借りて、利用者にお貸しすることもできます。

会 長 他に質問がないようでしたら、この件についても承りました。

事 務 局 (軽自動車税減免事務の変更について説明)
税 務 課

会 長	長	地方税法450条の質問権の行使というのは、地方税で行うことがあるのでしょうか。
税 務 課	課	原動機付自転車の放置というのが多いのですが、名義変更せずに他人に譲っていたりし、所有者と利用者が異なる場合もあります。こういった場合に、当然、関係者に住所及び連絡先を質問するということがあります。
A 委 員	員	本人以外から収集する情報としては、公的扶助の情報が該当するということですか。
事 務 局	局	はい、そうです。
会 長	長	公的扶助の情報を福祉事務所から収集するということがあるのでしょうか。 いかがでしょうか。よろしければ、この件につきましても、承ります。
事 務 局 福 祉 課	局 課	（「避難行動要支援対象者リスト作成事務」、「避難行動要支援者個別計画管理事務」及び「災害時要援護者台帳（高齢者見守り台帳含む）作成事務の変更」の3件について一括して説明）
A 委 員	員	避難行動要支援者対象者リストは、従来からあったのですか。
福 祉 課	課	従来からあるものではありません。これは、災害時要援護者台帳の中から同一世帯に支援していただける人がいない方のみを抽出してリストを作るというものです。
A 委 員	員	その要支援者に対して、近所の方に支援者になっていただくということですか。
福 祉 課	課	そうです。自主防災会の役員の方に要支援者対象者のお宅を訪問していただいて、支援者を決めていただき、個別計画を作成するというものです。
A 委 員	員	そうすると、本人の情報と支援者の情報との両方を収集するのですね。支援者も健康状態や家族状況といった情報を収集するのですか。
福 祉 課	課	いえ、支援者については、氏名、住所、電話番号及び続柄のみ

		を収集します。
A	委員	個別計画を作るのは、今回が初めてですよね。
福	祉	はい、これから作成していただくものです。静岡県は、特に個別計画に力を入れてやっています、近隣市町でも同じように進めております。
A	委員	個別計画を作成するのは、要支援者本人ですね。要支援者は、支援者を探さなければならないのです。それで、近隣の方にお願ひするということですが、なかなか決まらない人もいますでしょう。
福	祉	そうです。特に街中の地区は、なかなか難しいと思います。
会	長	もともと災害時要援護者台帳を作成していますが、これを作成する際に避難行動の支援に利用することについて、同意を得ていたとはみなせないのですか。
福	祉	災害時要援護者台帳の作成の目的は、実際の災害の時に使用するということです。
会	長	それでは、本人以外からの収集については、審議会の意見の類型9の公共事業等に該当するということです。広い意味で公共的事業に使用するというので良いと思います。それから、収集したことについての通知を省略することについて類型3に該当するのではということ。それから外部提供については、行政に対する協力をいただいている民生委員・児童委員に対する協力依頼に伴う提供等の類型7に該当するのではということ。それから、本人通知の省略については、類型3という判断でよろしいかということですが、お認めしてよろしいでしょうか。
委	員	異議なし。
会	長	2件目については、報告案件ですので、これについても承ります。 それから、3件目の変更案件についても審議会の意見を求められています。 審議会の意見を聴いた上で目的外利用を行うということです。これについても審議会の意見の類型7の民生委員・児童委員に対

する協力依頼に伴う提供等に該当するのではということ。それから本人通知の省略についても類型3でよいのではないかとありますが、民生委員・児童委員は、守秘義務もありますので問題はないのではないかと思います。

この案件につきましてもお認めしてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

事務局 （「男女出会いの場創造事業」、「行政情報受診ラジオ配布事業」、「東日本大震災避難者イベント招待事業」及び「すこやか戦略推進事業」の廃止4件について説明）

会長 行政情報受診ラジオ配布事業について、行政情報の提供自体もやめるとのことですか。

事務局 いえ、行政情報の提供は、継続します。ラジオの配布を終了するという事です。

会長 よろしいでしょうか。了解いたしました。

○まとめ

新規審議案件3件及び変更審議案件1件について審議し、新規報告案件7件、変更報告案件1件及び廃止案件4件について報告を受けた。

(2) 個人情報取扱事務開始・変更届出簿の様式の変更について

事務局 （個人情報取扱事務開始・変更届出簿の様式の変更について説明）

会長 規則の施行は、4月1日ですか。

事務局 はい、4月1日施行です。

会長 承知しました。

○まとめ

個人情報取扱事務開始・変更届出簿の様式の変更について報告を受けた。

4 その他

次回の会議は、平成24年7月18日（水）に開催する予定です。